

外国出身の子ども支援のための意見交換会

長期のビザで日本に滞在している外国人の中には、親の再婚や仕事の都合などで外国から日本に移動してきた子どもたちもいます。そういった子どもたちは、大人になってもそのまま日本で生活し続けるケースが多いため、日本で教育を受け、自立して生活できるような力を身につけることが重要です。

そのような子どもたちに対して学校や地域で支援を行う方が増えていますが、互いにどんな支援をしているのかが分からず、課題となっていました。そこで、「お互いがどんな支援ができるか、どんな支援をしたいと思っているかを知り、いざという時は助け合えるような関係を築いていこう」をテーマに、平成25年2月24日(日)にさいたま市内で意見交換会を開催しました。

参加者は、学校で日本語指導をしている方、社会福祉士、ソーシャルワーカー、母子支援をしている方、地域の日本語教室の方、外国出身者など、立場も活動内容も様々でした。

講師には、外国出身の子ども支援者のネットワークづくりや研修会などを行っている「外国人の子ども・サポートの会」(仙台市)代表の田所 希衣子(たどころ きいこ)氏に来ていただき、子ども支援に関する課題や、支援者同士が連携することの重要性などを話していただきました。また、東日本大震災の際に日本語教室が外国人支援のハブ組織として活躍した話や、被災した子どもの心のケアをどのように行っているかなども話していただきました。

今年度も意見交換会を開催する予定です(テーマは未定)。詳細はホームページやメールマガジンなどでお伝えしますので、興味のある方はぜひご参加ください。



講師の田所希衣子氏

参加者の声

参加者同士で活発な議論が交わされました！

外国人としてどのような支援ができるのか

支援している子どもの学ぶ意欲がない

母国への想いが強すぎて、母語からなかなか離れられない

など



外国人総合相談センター埼玉の相談から

～通称名の使用についての相談～

Q

私は、これまで仕事や日常生活上の契約などで「通称名」を使用してきました。

昨年、7月の外国人登録法の廃止以後、まだ「在留カード」への切り替えは行っていません。

「在留カード」には、これまでの「外国人登録証明書」に併記されていたように「通称名」は記載されますか？そして、今後も「通称名」を使用できますか。

A

「在留カード」には、「通称名」は記載されませんが、「通称名」は今までと同じように使用できます。これまで、「通称名」を「外国人登録証明書」に記載していた人は、新しい制度では、「通称名」が自動的に住民票に記載されています。

今後は、「通称名」の使用は住民票の写しの提示で証明することができます。

新たに「通称名」を使用したい場合は、居住する市区町村に登録することで住民票に記載できます。

「通称名」を登録するには、その名前が社会生活で通用していることを証明する書類を提出する必要があります。具体的には、勤務先の給与明細、在職証明書、社員証、預金通帳、運転免許証、学生証、アパートの契約書、電話の契約書、ガス・水道・電気の請求書などがあります。